

みらい相続定期預金

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住または勤務されている方 ・個人、個人事業主のうち、相続手続き終了後から3年以内の方
対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー定期預金（証書式、総合口座、定期預金通帳） ※預入金額が1口10百万円以上の場合は総合口座の取扱いは不可とする。
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3年 ※原則として、自動継続（元金継続・元利金継続）となります。 ・5年 ※原則として、自動継続（元金継続・元利金継続）となります。
預入 (1) 預入金額 (2) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・1百万円以上（ただし相続でお受け取した金額範囲内） ・1円単位
払戻方法	満期日以後に払い戻しいたします。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利となります。預入日のスーパー定期預金の店頭表示の利率に優遇金利を加えた利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・自動継続時の利率は、継続日における所定の利率を適用いたします。 ・満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 ・付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算を行います。 ・満期日以後の利率は、解約日または継続日における普通預金利率を適用いたします。
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。
手数料	—
付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。
中途解約時の お取り扱い	スーパー定期預金の中途解約利率で利息の計算を行い、元金および利息をお支払いいたします。
金利情報の入手方法	窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進部(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話:096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話:099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・ATMでのお預入れはできません。 ・金利優遇は金利情勢によって変化したり、中止する場合があります。また、今後予告なく商品内容を変更したり取扱いを中止する場合があります。